

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの 改訂について

産業医科大学病院薬剤部 植木 哲也



2018年3月より疑義照会簡素化プロトコールの運用開始

2018年3月8日～（5店舗）

サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局
タカサキ薬局産医大前店
タケシタ薬局産医大前店
ココカラファイン産業医大前店
日本調剤医生ヶ丘薬局

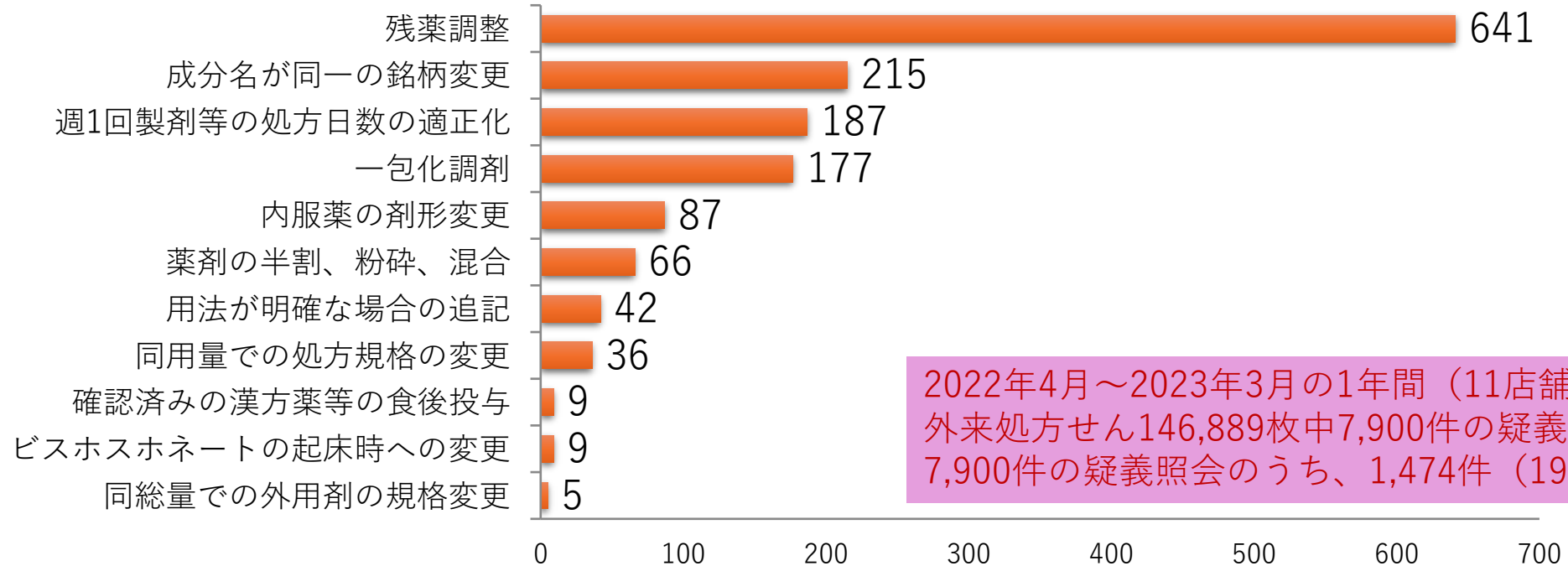
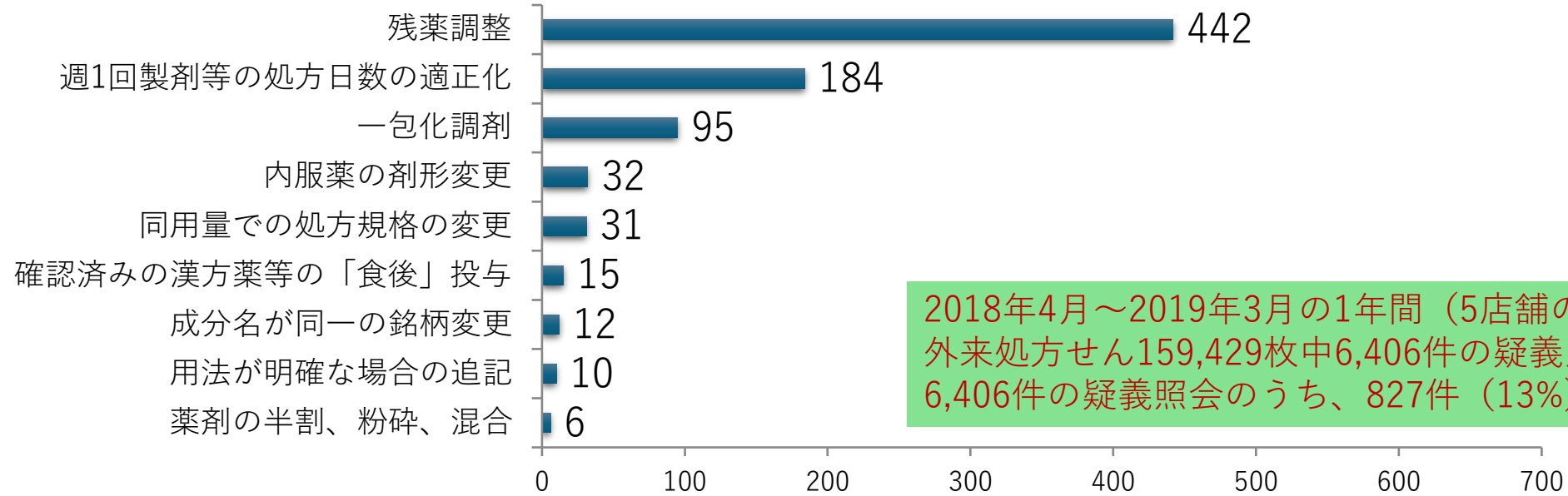
2019年12月16日～（11店舗）

サンキュードラッグ高須薬局
サンキュードラッグ岡垣薬局
サンキュードラッグコスパ相生薬局
脇園薬局
サン薬局
新生堂薬局則松店

2025年8月1日～（14店舗）

サンキュードラッグ永犬丸薬局
新生堂薬局永犬丸店
安部薬局

疑義照会簡素化プロトコルの内訳



外来院外処方に関わる変更

2022年1月～
外来処方せんに検査値等を印字

2018年3月8日～（5店舗）

サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局
タカサキ薬局産医大前店
タケシタ薬局産医大前店
ココカラファイン産業医大前店
日本調剤医生ヶ丘薬局

2019年12月16日～（11店舗）

サンキュードラッグ高須薬局
サンキュードラッグ岡垣薬局
サンキュードラッグコスパ相生薬局
協園薬局
サン薬局
新生堂薬局則松店

2025年8月1日～（14店舗）

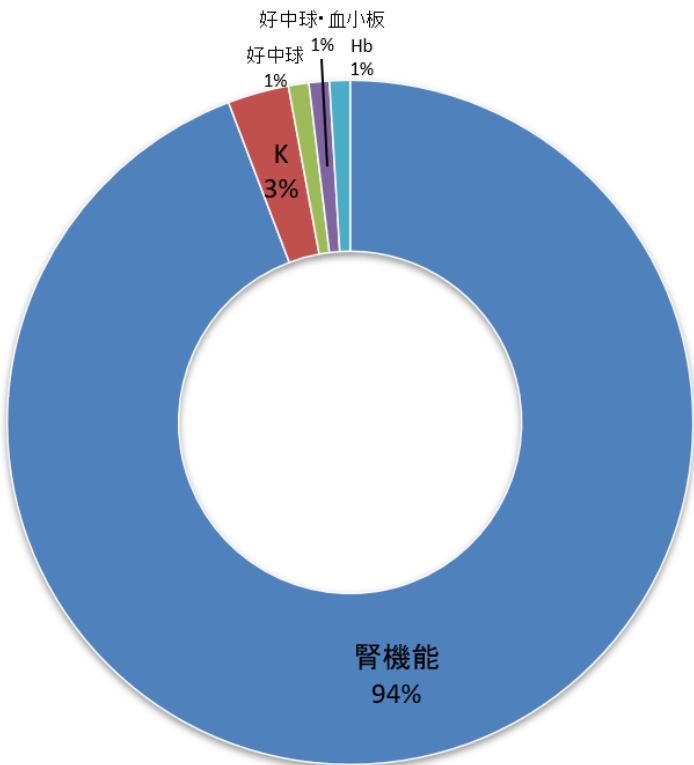
サンキュードラッグ永犬丸薬局
新生堂薬局永犬丸店
安部薬局

2024年度 1 年間で検査値を根拠とした疑義照会の件数

指標とした検査値	疑義照会した医薬品名と件数	減量	中止/他剤へ変更	増量	変更なし
腎機能	レボフロキサシン (n=41)	35			6
	セフカペン (n=7)	7			
	ファモチジン (n=7)	6	1		
	プレガバリン (n=6)	4			2
	ミロガバリン (n=5)	4			1
	バラシクロビル (n=3)	3			
	S-1 (n=3)	1	1		1
	シタフロキサシン (n=3)	3			
	リセドロン酸 (n=2)		2		
	エドキサバン (n=1)	1			
	アンピシリン (n=1)	1			
	アモキシシリン (n=1)	1			
	セフジトレンピボキシル (n=1)	1			
	ファロペネム (n=1)	1			
	フルコナゾール (n=1)	1			
	アロプリノール (n=1)	1			
	エサキセレノン (n=1)	1			
	エンテカビル (n=1)				1
	シロドシン (n=1)		1		
	シタグリプチン (n=1)		1		
	ダバグリフロジン (n=1)				1
	フィネレノン (n=1)			1	
	ワルファリン (n=1)				1
	トルバプタン (n=1)				1
	スピロノラクトン (n=1)				1
	レボセチリジン (n=1)				1
	セレコキシブ (n=1)		1		
	ロキソプロフェン (n=1)				1
	メトトレキサート (n=1)				1
	イノラス配合経腸用液 (n=1)		1		
K	カリウム製剤 (n=1)				1
好中球	ジルコニウムシクロケイ酸Na (n=1)	1			
	フロセミド (n=1)				1
好中球・血小板	オシメルチニブ (n=1)				1
好中球・血小板	サリルマブ (n=1)				1
Hb	ダプロデュスタット (n=1)	1			

2024年4月～2025年3月の 1 年間

- 処方箋発行枚数：152,642枚
- 疑義照会件数：7,252件（4.75%）
- 検査値が根拠の件数：104件（0.07%）



外来院外処方に関わる変更

2024年2月16日～
外来処方せんの疑義照会フローの変更



2018年3月8日～（5店舗）

サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局
タカサキ薬局産医大前店
タケシタ薬局産医大前店
ココカラファイン産業医大前店
日本調剤医生ヶ丘薬局

2019年12月16日～（11店舗）

サンキュードラッグ高須薬局
サンキュードラッグ岡垣薬局
サンキュードラッグコスパ相生薬局
脇園薬局
サン薬局
新生堂薬局則松店

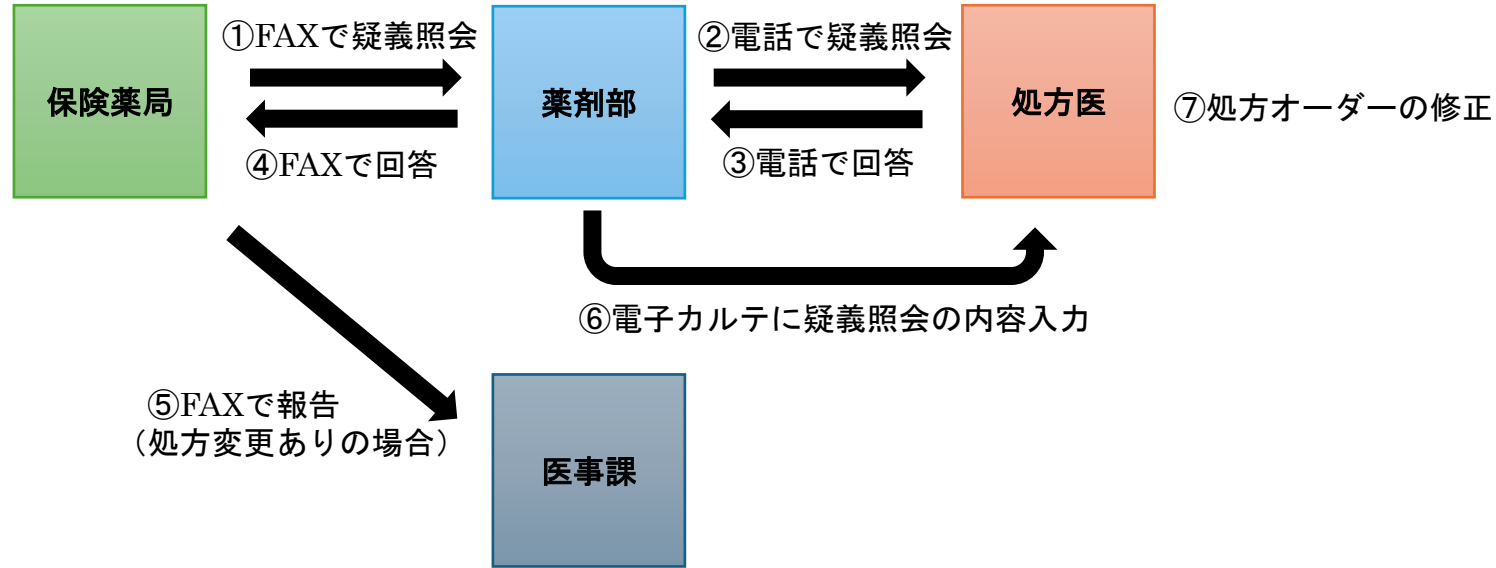
2025年8月1日～（14店舗）

サンキュードラッグ永犬丸薬局
新生堂薬局永犬丸店
安部薬局

外来院外処方 of 疑義照会フローの変更

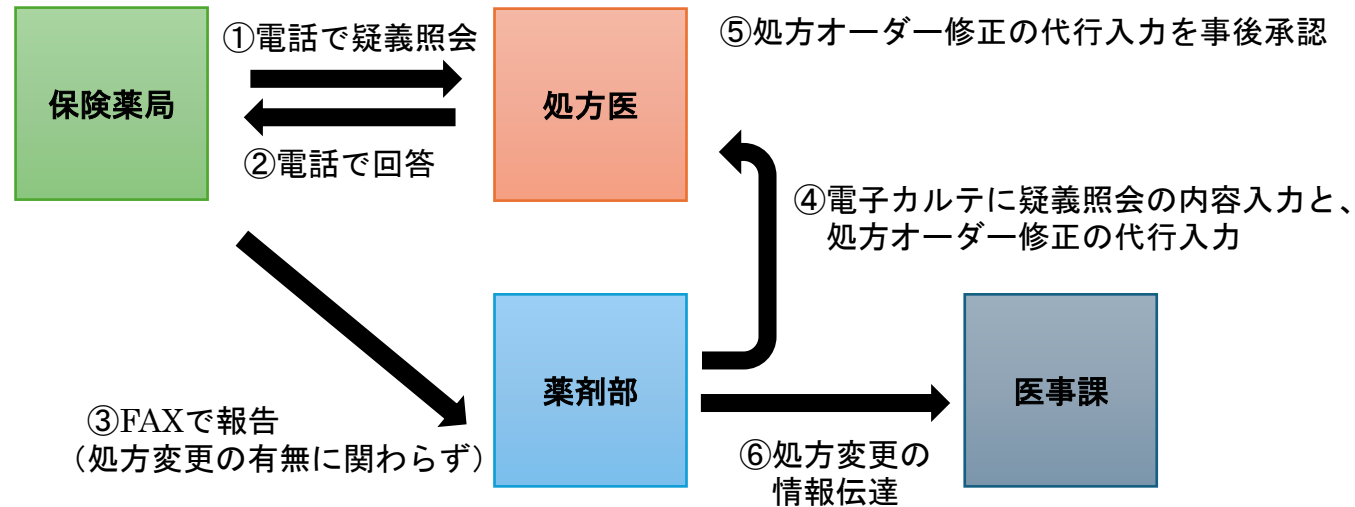
従来

～2024/2/15



変更後

2024/2/16～



メリット

医師

- ・ 処方オーダー修正を病院薬剤師へタスクシフトすることにより、負担軽減および時間外労働の短縮につながる。

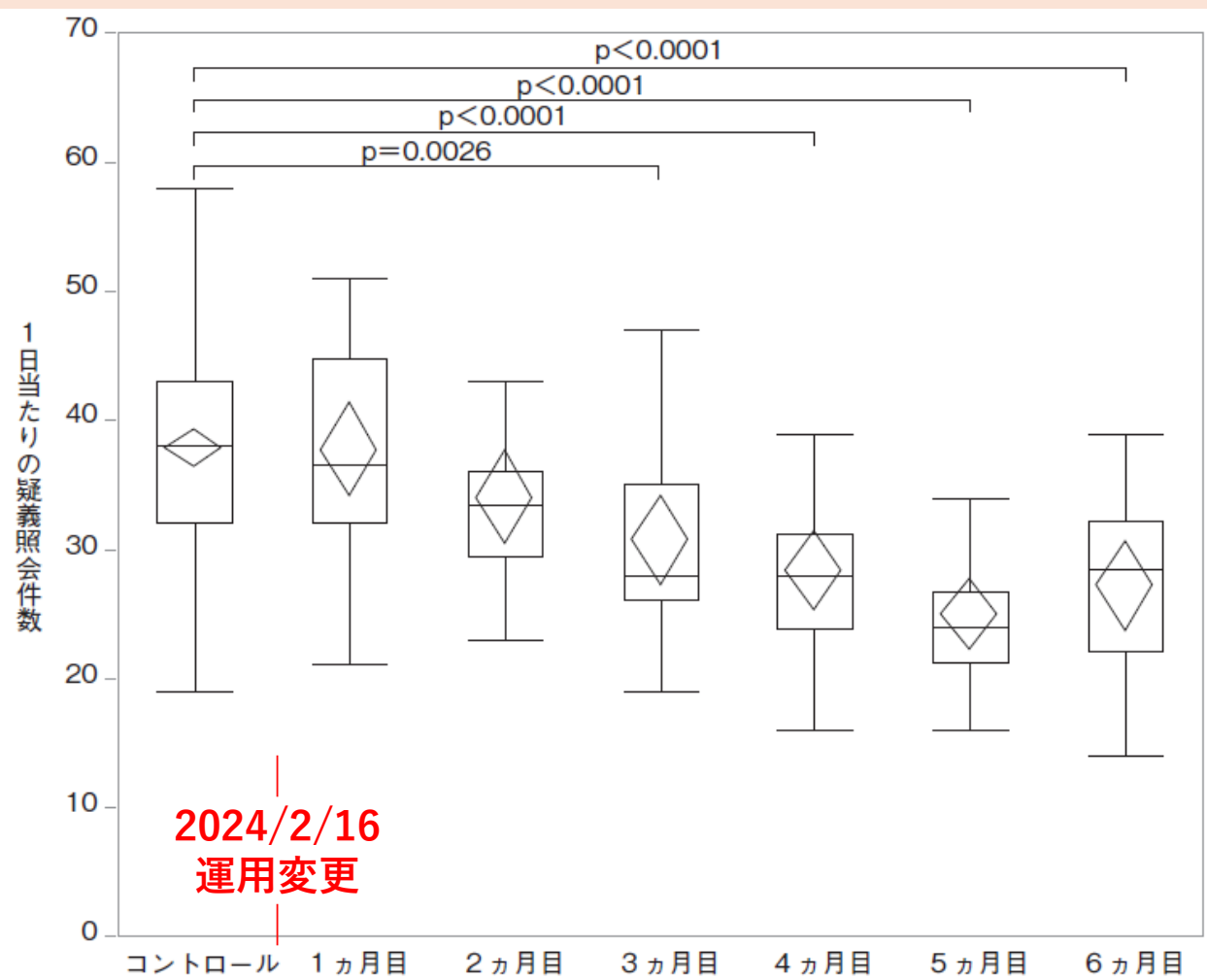
保険薬局

- ・ 疑義照会のやり取りが速くなる。
- ・ 処方オーダー未修正による繰り返しの疑義照会が少なくなる。

薬剤部

- ・ 疑義照会の仲介をなくすことで、処方オーダー修正の代行入力の対応が可能になる。

外来院外処方疑義照会フロー変更後に確認された疑義照会件数の推移



	2023/8/16- 2024/2/15	2/16- 3/15	3/16- 4/15	4/16- 5/15	5/16- 6/15	6/16- 7/15	7/16- 8/15
1日あたりの疑義照会件数 (中央値)	38.0件	36.5件	33.5件	28.0件	28.0件	24.0件	28.5件
疑義照会発生割合 (疑義照会件数/処方箋枚数)	5.9%	5.7%	5.5%	4.8%	4.6%	4.1%	4.5%

疑義照会フロー変更（病院薬剤師による処方オーダー修正の代行入力）実施後の3ヵ月目より、疑義照会件数は有意に減少し、1日10件程度（25%程度）減少したことが確認された

外来院外処方に関わる変更

2026年6月1日～
外来処方せん様式の変更

2018年3月8日～（5店舗）

サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局
タカサキ薬局産医大前店
タケシタ薬局産医大前店
ココカラファイン産業医大前店
日本調剤医生ヶ丘薬局

2019年12月16日～（11店舗）

サンキュードラッグ高須薬局
サンキュードラッグ岡垣薬局
サンキュードラッグコスパ相生薬局
脇園薬局
サン薬局
新生堂薬局則松店

2025年8月1日～（14店舗）

サンキュードラッグ永犬丸薬局
新生堂薬局永犬丸店
安部薬局

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの改訂

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール Ver.2		
産業医科大学病院		
1. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの目的 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールは、産業医科大学病院（以下、当院）と保険薬局（以下、薬局）との間で院外処方箋における典型的な疑義照会の対応について事前に取り決め、医師および薬局薬剤師の業務の簡素化と負担軽減を目的とする。 2. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの運用 - 当院と薬局との間で合意書を交わし、本プロトコールを運用する。 - 事前に取り決めた内容は、都度の薬局から医師への疑義照会を不要とし、処方変更に同意を得たものとして取り扱う。 - 本プロトコールに基づいて処方変更し調剤した場合は、その内容を保険薬局から病院の薬剤部（FAX：093-691-7385）に報告する。報告の際は、院外処方箋の「保険薬局からの疑義照会」の欄に内容を記載し、「産業医科大学病院との合意による処方変更」の印判を押す。 - 薬剤部では、保険薬局からの処方変更の報告を電子カルテに記載し、必要に応じて代行入力で処方オーダー修正する。 3. 処方変更を可とする事前の取り決め（都度の疑義照会を不要とする処方） 【原則】 - 先発医薬品から後発医薬品への「変更不可」等の記載がある場合、保険薬局はその指示を優先し、プロトコールに基づいた処方変更の対象としない。 - 麻薬については、プロトコールに基づいた処方変更の対象としない。 - 医薬品の銘柄等をプロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局は医薬品の適応症等に留意する。 - 医薬品の剤型や規格等をプロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局は製剤上の安定性や溶解性、体内動態等について、問題がないことを判断する。 - プロトコールに基づいて処方変更する場合、保険薬局はおくすり手帳等による情報提供を実施し、支払金額の変更が伴う際には患者へ説明のうえ同意を得る。 【疑義照会不要例】 (1) 成分名が同一の銘柄変更 例：フォサマック錠35mg → ボナロン錠35mg ※ 先発品間、局方品間での変更も可とする。	(2) 内服薬の剤形変更（安定性、利便性の向上、医薬品出荷規制へ対応するための変更に限る） 錠剤やカプセル剤から口腔内崩壊錠への変更あるいはその逆、散剤から錠剤への変更あるいはその逆など。 例：アレロック錠5mg → アレロックOD錠5mg バイオフェルミンR散 → バイオフェルミンR錠 （粉砕）アスベリン錠10mg 2錠 → アスベリン散10% 0.2g ※ 用法・用量が変わらない場合のみ可とする。 ※ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮すること。 ※ クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤などの外用剤の剤形変更は不可とする。 (3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性の向上、医薬品出荷規制へ対応するための変更に限る） 例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠 20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠 (4) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格の変更も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く 例：（粉砕）メドロール錠4mg 0.5錠 → メドロール錠2mg 1錠 同一処方内に2種類の外用剤 → 混合の指示の追加 ※ 安定性のデータに留意すること。 (5) 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、および「一包化不可」との記載がある場合は除く） ※ 服薬アドヒアランスが改善されると判断できる場合や患者が希望する場合に限る。 (6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤で、処方総量が変わらない場合の規格変更 例：ロコイド軟膏0.1%5g 2本 → ロコイド軟膏0.1%10g 1本 アドフィードパップ40mg 6枚入 7パック → アドフィードパップ40mg 7枚入 6パック (7) 隔日投与や曜日指定等の指示がある医薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が、連日投与の他の処方箋と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合） 例：（他の処方箋が28日分処方するとき） アクトネル錠17.5mg（週1回製剤）1回1錠 1日1回 起床時 28日分 → 4日分 バクタリン配合錠 1回1錠 1日1回 朝食後 火・金曜日服用 28日分 → 8日分	(8) 用法が指定された医薬品の用法変更 1) グリニド系速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：レバグリニド錠0.5mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 2) α-グルコシダーゼ阻害薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：ミグリトールOD錠50 mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 3) EPA製剤、EPA・DHA製剤の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更 例：エパデールS600 1回1包 1日3回 毎食後 → 毎食直後 4) 「食直前」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：レナジェル錠250mg 1回4錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 5) 「食直後」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更 例：リオナ錠250mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 毎食直後 6) ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更 例：アクトネル錠17.5mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 起床時 7) ポリコナゾールの用法が「食間（食事2時間後）」以外の場合の「食間（食事2時間後）」への変更 例：ポリコナゾール錠200mg 1回1錠 1日2回 朝夕食後 → 朝夕食間 8) 「就寝直前」に指定された睡眠導入薬の用法が「就寝前」の場合の「就寝直前」への変更 例：デエピゴ錠5mg 1回1錠 1日1回 就寝前 → 就寝直前 (9) 疑義照会で確認が取れている漢方薬、メトクロプラミド、ドンペリドン等の「食後」投与 例：大建中湯エキス顆粒 1回1包 1日3回毎食後 → 次回以降「毎食後」で確認済みとする (10) 疑義照会で確認が取れている1日1回投与の高血圧治療薬等の1日2回投与 例：ニフェジピンCR錠20mg 1回1錠 1日2回朝夕食後 → 次回以降「1日2回」で確認済みとする (11) 疑義照会で確認が取れている「変更不可（医療上必要）」欄および「患者希望」欄へのチェックの追加および削除 ※ 疑義照会で確認が取れているが、処方オーダーが修正されていない場合に限る。 4. 作成・改訂 作成（Ver.1）：2018年3月1日 改訂（Ver.2）：2026年8月1日

削除

~~(1) 薬歴や患者面談上、継続処方されている処方薬に残薬があることが明確な場合、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）。~~

※ 残薬調整を行った場合は、残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての必ず処方箋に記載すること。

※チェックを消したい場合は手書きで削除してください

保険医署名「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。

[栄養保持] 疾病治療に必要, 食事で代替不可

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。）

口保険医療機関へ疑義照会した上で調剤

☒調剤する薬剤を減量した上で、保険医療機関へ情報提供

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの改訂

追記

(1) 成分名が同一の銘柄変更

例：フォサマック錠35mg → ボナロン錠35mg

※ 先発品間、**局方品間**での変更も可とする。

追記

(2) 内服薬の剤形変更（安定性、利便性の向上、**医薬品出荷規制へ対応する**ための変更に限る）

錠剤やカプセル剤から口腔内崩壊錠への変更あるいはその逆、散剤から錠剤への変更あるいはその逆など

例：アレロック錠5mg → アレロックOD錠5mg

ビオフェルミンR散 → ビオフェルミンR錠

（粉砕）アスベリン錠10mg 2錠 → アスベリン散10% 0.2g

※ 用法・用量が変わらない場合のみ可とする。

※ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮すること。

※ クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤などの外用剤の剤形変更は不可とする。

追記

(3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性の向上、**医薬品出荷規制へ対応する**ための変更に限る）

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠

追記

(4) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格の変更も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く

例：（粉砕）メドロール錠4mg 0.5錠 → メドロール錠2mg 1錠

同一処方内に2種類の外用剤 → 混合の指示の追加

※ 安定性のデータに留意すること。

一部

削除

(5) 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、および「一包化不可」との記載がある場合は除く）。**ただし、初回変更時は疑義照会すること**

※ 服薬アドヒアランスが改善されると判断できる場合や患者が希望する場合に限る。

(6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤で、処方総量が変わらない場合の規格変更

例：ロコイド軟膏0.1%5 g 2本 → ロコイド軟膏0.1%10 g 1本

アドフィードパップ40mg 6枚入 7パック → アドフィードパップ40mg 7枚入 6パック

(7) 隔日投与や曜日指定等の指示がある医薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が28日分処方するとき）

アクトネル錠17.5mg（週1回製剤）1回1錠 1日1回 起床時 28日分 → 4日分

バクトラミン配合錠 1回1錠 1日1回 朝食後 火・金曜日服用 28日分 → 8日分

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの改訂

削除	(8) 内用薬の用法が頓服あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追記（薬歴上、用法が明確な場合） ———例：フロセミド錠20mg 1錠 1日1回→1日1回 体重が50kgを超えた時
追加	(8) 用法が指定された医薬品の用法変更 1) グリニド系速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：レパグリニド錠0.5mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 2) α-グルコシダーゼ阻害薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：ミグリトールOD錠50 mg 1回1錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 3) EPA製剤、EPA・DHA製剤の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更 例：エパデールS600 1回1包 1日3回 毎食後 → 毎食直後 4) 「食直前」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更 例：レナジェル錠250mg 1回4錠 1日3回 毎食前 → 毎食直前 5) 「食直後」に指定された高リン血症治療薬の用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更 例：リオナ錠250mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 毎食直後 6) ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更 例：アクトネル錠17.5mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 起床時 7) ボリコナゾールの用法が「食間（食事2時間後）」以外の場合の「食間（食事2時間後）」への変更 例：ボリコナゾール錠200mg 1回1錠 1日2回 朝夕食後 → 朝夕食間 8) 「就寝直前」に指定された睡眠導入薬の用法が「就寝前」の場合の「就寝直前」への変更 例：デエビゴ錠5mg 1回1錠 1日1回 就寝前 → 就寝直前
一部 削除	(9) 疑義照会で確認が取れている漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与 例：大建中湯エキス顆粒 1回1包 1日3回 毎食後 → 次回以降「毎食後」で確認済みとする
追加	(10) 疑義照会で確認が取れている1日1回投与の高血圧治療薬等の1日2回投与 例：ニフェジピンCR錠20mg 1回1錠 1日2回 朝夕食後 → 次回以降「1日2回」で確認済みとする
追加	(11) 疑義照会で確認が取れている「変更不可（医療上必要）」欄および「患者希望」欄へのチェックの追加および削除 ※ 疑義照会で確認が取れているが、処方オーダーが修正されていない場合に限る。

薬剤部で処方オーダー修正を代行入力できないケース

- 併用禁忌の組み合わせで医師がオーダーした処方や、電子カルテにアレルギー登録された薬効の医薬品を医師がオーダーした処方は、医師のユーザー名・パスワードが必要になるため、薬剤部では代行でオーダー修正できません。
- 処方せんの有効期間（発行日から4日間）を過ぎると、処方オーダー修正もできなくなります。速やかなご報告をお願いします。

警告解除確認画面

RP番号	チェック結果
RP01	【Rp1】トファシニド(トフレックス後発)点滴静注液100mg 5mL「ファイザル」はルアトリサリ注 1mg 1mL【第一内科】と併用禁忌です。

相互作用、アレルギーの警告には処方医による承認が必要です。
承認コメント 入力した内容はカルテに転記されます。

③ 承認理由を入力

④ ユーザー名 ●●●●●●
パスワード ●●●●●●

⑤ OK キャンセル

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの合意と運用

合 意 書

産業医科大学病院（以下、「甲」という）と 薬局 店
（以下、「乙」という）は、産業医科大学病院発行の院外処方箋に係る疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、乙での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
- 「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
2. 運用開始について
- 令和 8年 8月 1日から運用を開始する。
3. 合意の解除及び内容の変更について
- 合意の解除、内容の変更については、甲と乙が必要時に協議を行うこととする。
- 以上

本書 2 通を作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年	月	日	(甲) 住所	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号
			名称	産業医科大学病院
			代表者	病院長 酒井 昭典 印
			(乙) 住所	
			名称	
			代表者	印

- まず、産業医科大学病院にご来院いただき、薬剤部長から個別に説明をさせていただきます。
- その後、産業医科大学病院と保険薬局の代表者との間で合意書を交わす手続きをいたします。当然ながら、合意書を交わしていない保険薬局は運用不可です。
- 薬剤師会単位やグループ薬局全体の合意は実施しておらず、店舗ごとの合意になります。